

○八女西部広域事務組合火葬場使用規程

(平成27年2月27日 規程第1号)

(居住者)

第1条 八女西部広域事務組合火葬場使用条例(昭和54年条例第26号。以下「条例という。」)第2条第2項に規定する「組合構成市町(以下「関係市町」という。)の居住者」とは、関係市町の住民基本台帳に記載されている者をいう。

ただし、一時的に親元を離れ、関係市町外に居住している学生は、関係市町の居住者とみなす。

(休場日)

第2条 八女西部広域事務組合火葬場(以下「火葬場」という。)の休場日は、1月1日及び2日とする。ただし、組合長が火葬場の管理運営上特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(受付時刻)

第3条 火葬場における死体等の受付時刻は、午前9時から午後4時までとする。ただし、組合長が特別の理由があると認めたものは、この限りでない。

(火葬の順序)

第4条 火葬の順序は、死体等の到着順序によりこれを行うものとする。ただし、伝染病その他、組合長が特別の理由があると認めたものは、この限りでない。

(火葬の実施)

第5条 火葬の実施は、火葬の当日午前9時までに使用許可を得たときに行う。ただし、組合長が特別の理由があると認めたものは、この限りでない。

(待合室等の使用)

第6条 待合室等を使用しようとする者は、職員に申し出て、その指示により使用するものとし、湯茶器物等の使用についても、同様とする。ただし、告別室の使用については午前9時から12時までの間とし、1回の使用につき1時間以内に限るものとする。

2 火葬以外の用件で待合室等を使用しようとするときは、組合長の許可を受け、職員の指示により使用しなければならない。

3 組合長は、前項の使用については、火葬に支障がないと認めた場合に限り許可するものとする。ただし、午後7時以後の使用は認めない。

(使用許可証等の様式)

第7条 火葬場使用許可証等は、別紙様式第1-1、様式第1-2、様式第1-3(火葬場使用許可証)、様式第2-1(火葬以外の使用申請書)、様式第2-2(火葬以外の使用許可書)による。

2 申請人その他の者が、署名をすることができないと市町村長において認めるときは、氏

名を代書させるだけで足りる。

(使用料の減免)

第8条 条例第5条の規定による火葬場使用料の減免を受けようとする者は、別紙様式第3
(火葬場使用料減免申請書)により申請しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 八女西部広域事務組合火葬場使用規程(昭和54年規程第1号)は、廃止する。

様式第1-1、様式第1-2、様式第1-3 省 略

様式第2-1、様式第2-2 省 略

様式第3 省 略